別表第一を次のように改める。

別表第一（第四十八条関係）

書類の種類	作成区分	記載事項	記載上の注意
毎日の相場及び取引高報告書	毎日	一　日付 二　商品取引所名 三　上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 四　取引の種類 五　限月 六　相場 七　取引高 八　取組高	一　法第二条第八項第一号に規定する取引（以下「現物先物取引」という。）のうち、銘柄別先物取引の場合にあっては、銘柄ごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。 二　法第二条第八項第四号に規定する取引（以下「オプション取引」という。）の場合にあっては、オプションの種類及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る対価の額をいう。以下同じ。）が同一であるものごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。 三　法第二条第十項第一号ニに規定する取引（以下「実物取引」という。）の場合にあっては、銘柄ごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。 四　限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること（以下この表において同じ。）。 五　限月については、限日取引の場合にあっては記載を要しない（以下この表において同じ。）。 六　相場については、帳入値段又は帳入指数を記載すること。 七　取引高については、毎日の取引成立高を記載すること。 八　取組高については、毎日の立会終了後において取引成立済の累計から決済が終了したものの累計を差し引いた未決済残高を記載すること。
毎月の相場及び取引高報告書	毎月	一　日付 二　商品取引所名 三　上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 四　取引の種類 五　限月 六　当該月中の相場であって営業日において成立した最高の対価の額又は約定価格等 七　当該月中の相場であって営業日において成立した最低の対価の額又は約定価格等	一　日付については、当該月の末日を記載すること（毎月の会員等別の取引高報告書において同じ。）。 二　取引高については、毎月の取引成立高を記載すること。 三　受渡高については、現物先物取引及び実物取引の場合においてのみ記載し、当月限の受渡完了高を記載すること。 四　権利行使高については、オプション取引の場合においてのみ記載すれば足りる。

	毎日の会員等別の取引高報告書	八　取引高 九　受渡高 十　権利行使高（自己の意思表示により成立した取引の数量をいう。以下同じ。）	
	毎日	一　日付 二　商品取引所名 三　上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 四　取引の種類 五　限月 六　会員等の氏名又は商号若しくは名称 七　売付高 八　買付高 九　売取組高 十　買取組高	一　売取組高については、売付けに係る取組高を記載すること。 二　買取組高については、買付けに係る取組高を記載すること。
毎月の会員等別の取引高報告書	毎月	一　日付 二　商品取引所名 三　上場商品構成物品又は上場商品指数の種類 四　取引の種類 五　限月 六　会員等の氏名又は商号若しくは名称 七　渡高 八　受高 九　権利行使高 十　被権利行使高（相手方の意思表示により成立した取引の数量をいう。以下同じ。）	一　渡高及び受高については、現物先物取引及び実物取引の場合においてのみ記載すれば足りる。 二　権利行使高及び被権利行使高については、オプション取引の場合においてのみ記載すれば足りる。
一連の取引報告書	毎日	一　日付 二　時刻 三　商品取引所名 四　上場商品構成物品又は上場商品指数の種類	一　時刻については、取引の申込み、取引の申込みの取消し又は取引の成立の時刻を記載するものとする。ただし、単一の対価の額又は約定価格等による取引（以下この表において「競売買の方法」という。）を行う商品取引所にあっては、立会中に行われたものの時刻を記載すれば足りる。